

第6回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成26年6月30日（月） 14:00～15:00

場所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

出席者：会長	加藤 信二（大阪府財務部税務局長）
副会長	澤田 宜範（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	芦田 善仁（税政課長）
	三岡 秀昭（徴税対策課長）
	西田 隆（徴税対策課事業税補佐）
	城西 政徳（徴税対策課自動車税補佐）
	長田 喜夫（徴税対策課地方税徴収向上補佐）
大阪市財政局税務部	堀井 久司（大阪市財政局税務部長）
	山田 秀彦（管理課長）
	阪本 晃（課税課長）
	藤原 稔之（収税課長）

会議の概要：

1 開会

本会議の設置要綱について、4月1日の府・市の組織改正等とともに、一部文言整理のため改正を行っています。内容は配布している資料でご確認ください。

2 議事

(1) 法人関係申告窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

府市の申告受付窓口は、平成25年4月10日の業務開始以降、1年以上経過しているが、大きな混乱もなく実施されている。また、5月や11月などの3月決算法人等の繁忙期にスムーズな受付を行うため、別途、特設会場を設け、受付業務を行った。さらに、特設会場への案内については、案内スタッフを配置するとともに、案内表示の充実を図り、来所者の導線を明確にした。

法人関係申告書等の受付件数について、中央府税事務所において平成25年度に市内の府税事務所の統廃合を行うとともに、大阪市内の法人関係の業務を中央府税事務所の1か所としたことから、受付件数は増加した。

市税事務所において、府市申告受付会場である船場分室の受付件数は、平成25年度における市税事務所全体の受付件数の62.7パーセントを占めている。ちなみに、船場法人市税事務所の本室と分室だけで比較した場合は、府市申告受付会場である船場分室での受付は71.3パーセントを占める。

納税証明書の発行件数の項目については、納税証明書の発行件数と来所者の数がリンクするものではないため、参考として数字を記載していますので、資料にてご確認ください。

成果としては、平成25年度の船場法人市税事務所分室における法人関係の申告書等の受付件数の割合が、市税事務所全体の6割を超えていること、船場法人市税事務所の本室及び他の市税事務所で受付件数が減少していること、また、参考数字である証明発行件数でも同様の動きがあることから、多くの納税者の方に府市申告受付窓口を利用していただいたといえる。

今後の取組は、特設会場の設置等などの繁忙期の対応や、業務体制の確保等、府市の申告受付窓口が円滑に受付

できるように、引き続き納税者サービスの向上を図るという面から府市で協議を行っていききたい。

(2) 法人関係共同調査業務の平成 25 年度取組結果及び平成 26 年度取組内容について

●課税部会から資料説明（資料 2）

平成 25 年度は、前年度に引き続いて府市で保有している納税義務者に関する情報を有効に活用して、事務所等設立届出書を提出していない法人、いわゆる「未登録法人」を捕捉するために、届出書の提出の慫慂を共同で行った。具体的には、府民税・市民税の納税義務者が同一であることから、未登録の法人に対して、府が慫慂する場合は市民税の届出書もあわせて提出するように求め、市が慫慂する場合は府民税の届出書もあわせて提出するように求めることにより、これまで同一の法人に対して、府・市それぞれの事務のタイミングで個別に実施していた事務を共同して効率的に実施することとした取組です。平成 25 年度の実績は、調査情報にもとづいて、その情報をベースとして現状の登録の有無を確認し、未登録の情報として絞った 360 件に対して届出書の提出の慫慂を行い、新規登録に至ったものが 280 件あった。

この数値の差額については、継続して調査を行っている事例もあるが、そのほとんどが事業の目的ではなく、資産の保管場所にすぎない場所であったり、会議・研修等の内部的な利用のため、地方税法上の事務所に該当しないケースがほとんどを占めている。

その他の取組として、調査資料として有効活用が図れるものがないかの検討、事務所等の認定時における課題の整理、法人住民税関係の事例研修の実施に取り組んだ。

今後の取組としては、未登録法人に対する共同慫慂は一定の効果があったため、継続して実施する。また、事務所等の認定事例集の策定や個人住民税に関する研修を実施する等により、効率的、効果的な調査業務に向けて、引き続き取り組んでいきたい。

(3) 個人住民税の適正課税の推進等の平成 25 年度取組結果及び平成 26 年度取組内容について

●課税部会から資料説明（資料 2）

個人住民税の適正課税の推進の取り組みについては、個人住民税の課税は、その税収規模から府市ともに非常に重要な税となっており、よりいっそうの適正課税の推進が必要との認識から、特別徴収の推進のため、制度や手続きの周知を行うなど、広報を中心に取り組んだところです。平成 25 年度の実績としては、特別徴収未実施の事業者に対して、府市連名の依頼文書の送付や電話による勧奨を 848 件実施するとともに、事業者が多く参加する年末調整説明会のうち 7 会場にて広報チラシを共同して配布を行った。また、近畿税理士会や商工会議所等の関係団体や事業者向けのイベントにおいて、広報チラシの配布を行い、制度の周知に取り組んだ。

今後の取組としては 2 点あり、1 点目は昨年度に実施した広報を継続して実施するとともに、特別徴収の未実施事業者に対する指定予告通知書の送付の事務に対する、課題整理を行うことを考えている。2 点目は、府内に関係する市との間で設置する「個人住民税特別徴収推進検討会議(仮称)」に府市ともに参加し、特別徴収のより一層の推進のために、特別徴収義務者の一斉指定を含めた府域全体での有効な取り組みを、検討していくこととしている。

(4) 合同滞納整理業務の平成 25 年度取組結果及び平成 26 年度取組内容について

●徴収部会から資料説明（資料 3）

合同滞納整理については、本庁間にて設置している「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム」と、中央府税事務所と船場法人市税事務所間にて設置している「中央・船場徴収班」の二本立てで取組を行っている。平成 24 年 10 月から、合同滞納整理特別対策チームにおいて、府市の重複事案のうち、高額、かつ処理が困難な滞納事案の

処理促進を図ってきた。

平成 25 年度の取組状況について、対象税額としては、府滞納額は 4.04 億円、市滞納額は 2.96 億円、あわせて 7 億円の滞納税額に対して、府市あわせて処理済み額は 3.51 億円、処理率は 50.1%となっており、平成 25 年度の処理目標(30 パーセント以上の処理)は達成した。これを事案数ごとになおすと、府市それぞれ 55 件ずつあわせて 110 件のうち、完結件数は 43 件となっており、完結率は 39.1 パーセントとなっている。

平成 26 年度に引き継がれた滞納税額は、府が 2.31 億円、市が 1.18 億円、合計 3.49 億円となっており、件数になおすと 67 件となっている。

中央・船場徴収班について、法人関係の重複滞納事案について、双方の情報交換を行い、効率的な滞納整理を推進するために、昨年の 10 月から取組を始めた。25 年度の実績は、府市ともに 536 件となっているが、府の処理率は 97.2 パーセント、市の処理率は 61.0 パーセントとなっており、あわせて 79.1 パーセントの処理率となっている。当初に想定した案件以上に府市の中で情報提供を行っているが、特に府から市への情報提供を多くいただいているため、府に感謝するとともに、市の処理が追いついていないことから、市側はさらに処理を進める必要がある。

いずれも一定の処理を継続して行うこととしているが、合同滞納整理特別対策チームで取り組む事案については、特にチーム発足から 1 年半、今年度末で 2 年半が経過することとなり、すべての事案を完結させることがベストだが、ある程度の見通しを持つ必要があると府側と共通の認識を持って、取り組んでいきたい。

中央・船場徴収班については、今年度の取組に加えて、高額滞納事案の処理を実施していきたい。最初は 30 万円以下の均等割の滞納者を取り組むこととしていたが、より高額な事案も含めて対応したほうが効率的だとの現場の意見もあったため、高額滞納事案についても情報交換を積極的に行い、処理を進めていきたい。

●主な質問・意見等

(副会長) 先ほどの説明がありましたとおり、市側としては非常にお世話になっています。ありがとうございました。

3 閉会